

2・3 油汚染事故および海上災害

2・3・1 海上災害防止センターの運営

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」)に基づき、特定油を積載して航行する 150G/T 以上のタンカー所有者は、油防除資機材を備え付けることとされており、独立行政法人 海上災害防止センターは、タンカー所有者に代わってこれら資機材を一括して保有、配備するなど海上防災関連事業を実施している。また、平成 20(2008)年 4 月の同法の一部改正により、特定油以外の油および有害液体物質をばら積みで輸送する 150G/T 以上の船舶を対象に、特定海域における有害危険物質(HNS)防除資機材の備え付け等が義務付けられたことから、HNS タンカー所有者に対する防除資機材等の提供業務も実施している。当協会は、同センターの事業運営に関する委員会に参画し、効率的かつ透明性の高い海上防災体制の構築を図るべく意見反映に努めている。

同センターは、独立行政法人の事務・事業の見直しの政府方針に沿って、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とすることとなり、平成 25(2013)年 10 月に解散、国の出資金は国庫返納、同業務ならびに資産等は同法に基づき新たに指定を受ける民間法人に承継されることになった。

当協会は、指定海上防災機関(一般財団法人海上災害防止センター)の「防災基金」への拠出について、一定の条件の下で協力することとしていたが、その後平成 26(2014)年 1 月に、当初想定された中規模の事故への対応可能な基金の組成はできないとの見通しとなったことから、拠出を見送ることとした。